

服装に関する規程

I 男子の服装について

1 男子正装

ア ブレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイは本校指定のものとする。

イ ニットベスト・セーターは任意で本校指定のものを購入すること。

ウ ブレザーの下に着用できるのは、指定のYシャツのみ、Yシャツの上に指定のニットベストもしくは指定のセーター、の3種類とする。

エ 制服は正しく着用するものとし、ネクタイ・Yシャツ・スラックスなどを着崩すことを禁ずる。

オ ソックスは華美でないものとする。

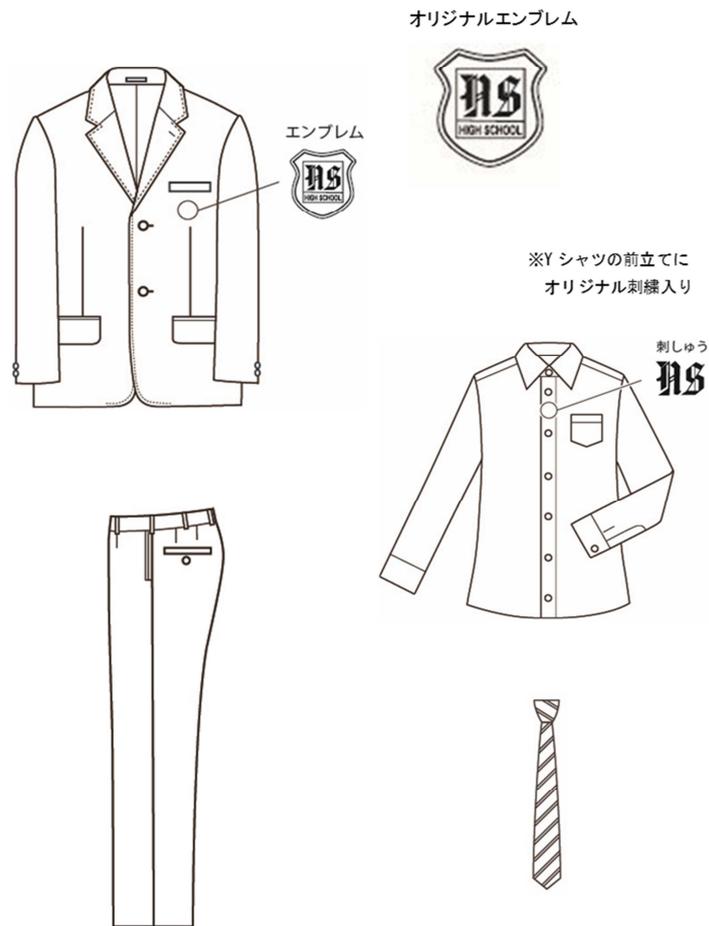
カ 校内での履き物は入学年度指定のものとする。

キ 制服を変形させてはならない。

2 男子略装

夏季（6月中旬から9月中旬まで）はブレザーを着用しなくてもよい。許可されるのは「指定のYシャツ（半袖も可）のみ」「指定のYシャツの上に指定のニットベストかセーター」「指定のポロシャツのみ」の4種類のみとする。なお、Yシャツの場合に指定のネクタイを着用しなくても構わない。

男子正装



4 - 2 - 1

II 女子の服装について

1 女子正装

- ア プレザー、スカート、ブラウス、ネクタイ、ニットベストは本校指定のものとし、これを正装とする。
- イ スラックス、セーターは任意で本校指定のものを購入すること。スラックスの着用は時期を指定しない。
- ウ プレザーの下に着用できるのは、指定のブラウスの上に指定のニットベストかセーターの2種類とする。
- エ 制服は正しく着用するものとし、ネクタイ・ブラウス・スカート・スラックスなどを着崩すことを禁ずる。
- オ ソックスは華美でないものとする。
- カ 校内での履き物は入学年度指定のものとする。

- キ 制服を变形させてはならない。
- ク スカートの丈は膝頭中心を基準とする。

女子正装



4-2-2

2 女子略装

夏季（6月中旬から9月中旬まで）はブレザーを着用しなくてもよい。許可されるのは「指定のブラウス（半袖も可）の上に指定のニットベストもしくはセーター」「指定のポロシャツ」の3種類とする。なお、ブラウスの場合に指定のネクタイを着用しなくても構わない。

Ⅲ 正装の着用について

- 1 次の場合は正装でなければならない。ただし、女子は希望者のみ、スカートの代わりにスラックスの着用も認める。

- (1) 登校・下校の場合（略装期間を除く）
 - (2) 土・日曜日・祝祭日等の登校・下校時、他校訪問及び校外行事参加の場合。（ただし、行事内容に見合った服装も可とする。）
 - (3) その他学校が指定する場合。
- 2 部活動で土・日曜日・祝祭日に登校・下校する場合に限り、学校指定ジャージ、部活統一ジャージ（ウィンドブレーカーを含む）の着用を認める。
 - 3 やむを得ぬ事情があり、異装をする場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

IV コート類等（男女共通）

華美でないもの、高校生として品位をおとさないものとする。

附	則	この規程は平成17年	4月	1日	から施行する。
		平成21年	2月	9日	一部改正施行
		平成27年	4月	1日	一部改正施行
		平成30年	4月	6日	一部改正施行
		令和3年	4月	1日	一部改正施行